

# 市民活動に熱意と 関心がある方を 募集します！！

6/20  
×切

## —募集概要—

市では、様々な社会的課題の解決に向け自主的に取り組んでいる市民活動を推進するため、平成17年4月より茅ヶ崎市市民活動推進条例を施行しています。

この度、協働及び市民活動げんき基金補助事業等の制度の改善など、市民活動の推進において主要な施策を審議する市民活動推進委員会(附属機関)の市民委員を募集します。

みんなで茅ヶ崎を魅力ある  
活気あふれるまちにするぞよ！



応募資格	<ul style="list-style-type: none"><li>● 茅ヶ崎市に住所、勤務先、通学先のいずれかを有する方</li><li>● 茅ヶ崎市の市議会議員または職員でない方</li><li>● 茅ヶ崎市の他の審議会等の公募委員となっていない方</li></ul>		
募集人員	2名	選考方法	応募用紙による書類選考
任期	令和7年8月(予定)から2年間		
活動日時	年間8回程度 平日(2時間程度) 内2回 休日(4時間程度)	活動場所	市役所会議室ほか
報酬	日額1万円		
応募方法	次のいずれかの方法で5月19日(月)から6月20日(金)【必着】までに「茅ヶ崎市市民活動推進委員応募用紙」を市民自治推進課へ提出してください。応募用紙は返却しません。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 窓口へ持参：市役所本庁舎4階 市民自治推進課</li><li>● 郵送：〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市役所 市民自治推進課</li><li>● 電子メール shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp (応募用紙は市ホームページからダウンロードできます)</li></ul>		

- 選考結果の連絡時期は、7月下旬を予定しています。
- 任期の途中で資格要件に該当しなくなった場合は、原則としてその時点で失職となります。
- 個人情報適正に管理し、委員の選考目的以外には使用しません。